

2／26（金）の発表

はじめよう、つづけよう。

「新北海道スタイル」

～新型コロナウィルスに強い北海道をつくる～ 新北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 2月26日（金）15時00分

発表項目 (行事名)	北海道人権施策推進基本方針（改定素案）に係る道民意見の募集について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>北海道人権施策推進基本方針（改定素案）について、道民の皆様からのご意見を広く募集します。</p> <p>1 募集期間 令和3年（2021年）3月1日（月）～令和3年3月31日（水）（必着）</p> <p>2 基本計画（素案）等の入手方法</p> <p>(1) 北海道のホームページ（環境生活部くらし安全局道民生活課ホームページ）への掲載 (http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/jinken/jinken-hp/pc.htm)</p> <p>(2) 以下の場所での閲覧及び配付</p> <p>ア 北海道環境生活部くらし安全局道民生活課（道庁12F） イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター（道庁別館3F） ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー^エ 各総合振興局及び各振興局保健環境部環境生活課</p> <p>3 意見等の提出方法及び提出先</p> <p>(1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係</p> <p>(2) ファクシミリ 011-232-4820</p> <p>(3) 電子メール kansei.dousei@pref.hokkaido.lg.jp</p>		
参考	「道民意見提出手続の意見募集要領」及び「北海道人権施策推進基本方針（改定素案）の概要」を添付します。		

報道（取材）に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	（場所）

担当（連絡先）	環境生活部くらし安全局道民生活課 主幹 藤井 智佳士 電話（ダイヤルイン） 011-206-6148（内線24-153）
---------	---

(別記第1号様式 道民意見提出手続の意見募集要領)

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和3年3月1日

1 計画等の案の名称

北海道人権施策推進基本方針（改定素案）

2 参考資料の名称

- (1) 北海道人権施策推進基本方針（改定素案）の概要
(2) 北海道人権施策推進基本方針

3 計画等の案及び参考資料の入手方法

- (1) 北海道のホームページ（環境生活部くらし安全局道民生活課ホームページ）への掲載
(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/dms/jinken/jinken-hp/pc.htm)
(2) 以下の場所での閲覧及び配付
ア 北海道環境生活部くらし安全局道民生活課（道庁12F）
イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター（道庁別館3F）
ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報センター
エ 各総合振興局及び各振興局保健環境部環境生活課

4 意見等の募集期間

令和3年（2021年）3月1日（月）～令和3年（2021年）3月31日（水）

※郵送の場合は必着とします

5 意見等の提出方法及び提出先

- (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係
(2) ファクシミリ 011-232-4820
(3) 電子メール kansei.dousei@pref.hokkaido.lg.jp

6 意見募集結果の公表時期

提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和3年（2021年）5月中旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。

なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

7 その他

- (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
(2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市区町村名のみ）を公表することがあります。
(3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
(4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
(5) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。

問い合わせ先

環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係
電話 011-206-6148（直通）

「北海道人権施策推進基本方針」（改定素案）の概要

第1章 基本的な考え方

1 基本方針策定の背景

(1) 基本方針策定の趣旨

平成15年(2003年)3月に「北海道人権施策推進基本方針」を策定

その後の国際社会や国の取組により、それぞれの分野における法制度や施策には大きな進展が見られるが、依然として人権侵害が問題となっていることや、人権を取り巻く状況は大きく変化していることを踏まえ、基本方針を改定

(2) 国際的な潮流

20世紀に人類が体験した二度にわたる悲惨な大戦への反省から、国際平和の実現には人権尊重社会の実現が不可欠との国際的な認識が高まり、国連における世界人権宣言の採択、人権教育のための10年行動計画の提起、持続可能な開発目標(SDGs)の採択など、人権尊重とあらゆる差別の撤廃に向けて、様々な取組を展開

(3) 国内における取組

基本的人権の尊重を理念とする日本国憲法のもと、人権に係る法律や諸規定の整備、人権擁護関連の施策を推進

(4) 北海道における取組

「北海道人権施策推進本部」の設置、「人権に関する宣言～あらゆる人の人権が尊重される北海道をめざして」を経て、関係法令の整備に伴い様々な分野における計画を策定し、施策を推進

2 人権施策の基本理念

女性等に対する暴力や虐待、アイヌの人たち等様々な分野における人権侵害の発生や新たな人権問題などの課題を解決し、道民一人一人が互いの個性や人格を尊重しながら、助け合い、支え合って暮らしていくことができる地域社会を実現するため、次の3つの視点に基づき、人権に関わる取組を総合的に推進

- ① 人権を基本に据えた道政の推進
- ② 道の施策への反映と市町村等との連携
- ③ あらゆる場における人権教育・啓発の推進

3 基本方針の性格

今後の道政における人権施策の基本的な考え方を示し、人権施策の効果的かつ効率的な実現を図るとともに、様々な主体の参画と協働の下に、人権施策を推進

また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき、本道の今後の人権施策の基本的な方向を明らかにし、SDGsの趣旨に対応するとともに、基本方針の趣旨を市町村に周知し、各種施策の取組を期待

第2章 分野別施策の推進

1 女性

(1)男女平等参画の広報・啓発活動の充実

- ・「働き方改革」推進などの男女平等参画の理念等に関するわかりやすい広報・啓発

(2)男女平等の視点に立った教育・啓発の推進

- ・性別役割分担意識にとらわれない個の尊重など男女平等意識の醸成
- ・児童生徒の発達段階に応じた個人の尊厳と男女平等に関する教育
- ・社会教育関係者に対する研修等による人権尊重意識の高揚

(3)男女が共に活躍できる環境づくり

- ・女性の活躍を応援する官民連携ネットワークの構築による機運の醸成
- ・地方自治体の政策や企業等の経営における方針決定の場への女性参画
- ・長時間労働の抑制や年次有給の取得促進などの「働き方改革」
- ・ワーク・ライフ・バランスのための職場環境の整備、地域における育児等の支援体制の充実

(4)男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

- ・DV等の被害の防止や被害者支援、相談体制の充実

2 子ども

(1)子育てしやすい環境づくりの推進

- ・不安や悩み等に対する相談指導や地域子育て支援拠点の活用を広めるための周知
- ・地域の子育て支援の展開などによる子育てしやすい環境づくり
- ・子育てと仕事を両立しやすい雇用環境の整備など子育ての負担軽減に向けた取組

(2)子どもの権利を尊重する教育や啓発の推進

- ・人権教育を推進するための研修の実施など、人権に配慮し個性を尊重する教育
- ・いじめや不登校の防止や早期発見、学校における相談体制の充実などの体制強化
- ・児童生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する主体的な活動

(3)児童虐待防止対策の充実

- ・児童に対する相談窓口等の周知、啓発活動や市町村ネットワークの構築
- ・要保護児童対策地域協議会への参画、関係者向けの研修など地域における見守り等
- ・児童福祉に精通した職員の人材確保・人材育成など児童相談所の機能強化

(4)健全育成のための環境づくりの推進

- ・有害な社会環境の浄化を図る啓発活動や子どもの非行防止・立ち直りの支援体制の整備
- ・誤った活用によるトラブルを未然に防止するための情報モラル教育

(5)子どもの犯罪被害防止

- ・「子どもの安全を見守る運動」の推進など地域社会全体での子どもの安全・安心の確保
- ・児童買春や児童ポルノ等の犯罪を未然に防止するための教育、啓発

(6)社会的養育を必要とする子どもへの支援の拡充

- ・意見聴取等の機会の確保による、児童相談所が対応した子どもの権利の擁護

(7)子どもの貧困対策

- ・「相談支援」、「教育の支援」の取組など総合的な子どもの貧困対策
- ・ひとり親世帯の自立を促進するための就労支援や相談体制の充実

3 高齢者

(1)高齢者の人権を尊重する啓発、相談体制の充実

- ・高齢者が敬愛され、生涯現役で生きがいを持って生活できる長寿社会の啓発
- ・高齢者に対する尊敬、感謝の心を育む教育・啓発、介護・福祉体験や高齢者との交流
- ・介護サービスに関する苦情などを身近な地域において相談できる体制の充実

(2)高齢者の権利擁護

- ・高齢者の尊厳についての理解促進、相談機能の強化などを通じた高齢者虐待の防止
- ・認知症高齢者の自立支援、成年後見制度の活用促進など高齢者の権利擁護
- ・悪質商法や特殊詐欺に関する情報提供や相談対応などによる消費者被害等の防止

(3)アクティビティシニアの活躍支援

- ・就業支援や再就職に向けた職業能力の開発などによる高齢者雇用に係る機運の醸成
- ・生涯学習や文化・スポーツ活動、バリアフリーの推進を通じた社会参加

(4)高齢者の生活支援サービスの充実

- ・高齢者が地域で自立した生活をしていくための在宅医療の充実、介護との連携強化
- ・高齢者の自立支援と重度化防止に向けた個別支援などの提供体制の整備
- ・虐待や孤立死など、複雑化・深刻化する地域福祉の諸課題への分野横断的な対応

(5)介護サービスの充実

- ・在宅生活を支える介護サービス提供の基盤づくり、人材の確保や現場の業務改善
- ・ケアマネジャーに対する支援、研修の実施などによる介護サービスの質の確保・向上

(6)認知症高齢者施策の推進

- ・早期発見等の医療対策や正しい知識の普及、本人・家族への支援体制の構築

4 障がいのある人

(1)差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- ・差別的取扱い禁止や合理的配慮の提供などに関する普及啓発
- ・虐待の予防や擁護者に対する支援、相談体制の充実などによる権利の擁護
- ・成年後見制度の利用促進に向けた市町村に対する支援

(2)ノーマライゼーション理念の普及と教育・交流機会の拡大

- ・障がいのある人の活動機会の増加、意思疎通手段の確保などの環境整備
- ・障がいのある子どもとない子どもが共に育つ環境の整備や福祉に関する学習機会の充実

(3)雇用・就業対策の推進

- ・障がいのある人の意欲や特性に応じた就労機会の拡大や職場定着

(4)生活支援の推進

- ・身近な地域で日常生活を営む体制の整備、障がい福祉・医療を支える人材の養成・確保
- ・保健サービス等の提供体制の充実、障がいの原因となる疾病予防など
- ・精神障がいのある人の地域生活への移行と定着
- ・難病の特性に応じた福祉サービスの提供などによる精神的負担の軽減

(5)特別支援教育の充実

- ・特別な支援を必要とする子どもの教育ニーズに応じた指導や支援の充実

(6)福祉のまちづくりの推進

- ・公共的施設等のバリアフリー化や「心のバリアフリー」の推進による福祉環境の整備

5 アイヌの人たち

(1)アイヌ文化の振興とアイヌの人たちに対する理解の促進

- ・ウポポイ等の活用によるアイヌの伝統文化の保存、振興
- ・子どもたちが歴史・文化等を正しく理解するための研修、実践事例の提供
- ・市町村教育委員会が作成する小学校向け副読本の内容の充実に向けた支援

(2)アイヌの人たちの生活の安定と産業の振興

- ・アイヌの人たちの自主的な活動の促進と社会的、経済的な地位の向上
- ・アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会の実現

6 外国人

(1)国際理解の促進と共生意識の醸成

- ・国際社会に対する認識を深め、異なる価値観を理解し、人権を守り尊重する啓発
- ・ヘイトスピーチは許されないという認識を広める啓発

(2)学校における国際理解教育や多文化教育の推進

- ・異なる文化や外国人との触れ合いを深める体験交流機会の拡充
- ・海外の高校生等との意見交換など異なる文化の理解を深める機会の充実
- ・留学経験者による体験講話や留学相談など高校生の海外留学の支援
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒への適切な指導のための取組の支援

(3)外国人が住みやすい地域づくり

- ・情報の提供、相談体制の強化、日本語学習機会の拡充など生活環境の充実
- ・住民との交流機会の拡大、各種行政施策への外国人の意見・ニーズの反映

(4)外国人が働きやすい就業環境づくり

- ・労働条件や就業環境の適正化に向けた事業者に対する周知・啓発、人材確保の取組支援

7 HIV・ハンセン病等の感染者等

(1)教育・啓発活動の推進

- ・HIV感染者やハンセン病患者等への差別や偏見を解消するための啓発
- ・HIV感染症に関する互いの健康や権利の尊重など総合的な視点からの啓発
- ・その他の感染症に関する正しい情報に基づき冷静に思いやりのある行動の啓発

(2)患者等の人権に配慮した相談体制等の整備

- ・患者等のプライバシーの保護を図るための研修や医療機関に対する適切な指導
- ・身近な保健所等におけるHIV感染の匿名検査や相談対応、利用しやすい体制の整備

(3)自立・社会参加への支援

- ・HIV感染者／エイズ患者が安心して医療を受けられる体制整備や心理的支援
- ・ハンセン病療養所の入所者やその家族が安心して生活できるよう支援

8 犯罪被害者等

(1)犯罪被害者等への支援の推進

- ・損害賠償請求制度や各種経済的支援制度の周知、生活支援策に係る情報提供
- ・精神的・身体的被害に対する保健・医療・福祉サービスの充実

(2)相談・支援体制の充実

- ・犯罪被害者等支援のための相談機能の向上、支援に関する各種情報の周知
- ・性犯罪・性暴力被害者の相談から医療面のケアまでをワンストップで支援する体制の整備

(3) 教育・啓発活動の推進

- ・犯罪被害者等への配慮の重要性やいのちの大切さなどの啓発
- ・中高生を対象とした出前授業の開催など、犯罪被害者等への配慮や協力意識のかん養

9 犯罪をした人等

(1) 犯罪をした人等の社会復帰に向けた支援の推進

- ・犯罪をした人等の就労や住居の確保、円滑な保健医療サービスの利用などの支援

(2) 教育・啓発活動の推進

- ・再犯防止施策、民間協力者による再犯防止活動等の理解を深める啓発

10 性的マイノリティ

(1) 性の多様性に関する理解の促進

- ・地域社会や職場における人権教育・啓発、当事者が暮らしやすい環境づくりの促進

(2) 教育現場における取組の推進

- ・配慮が必要な児童生徒に対し適切に対応・支援できるよう、教職員研修等の充実
- ・児童生徒への人権教育の推進、当該児童生徒が安心して学校生活を送る支援などの充実
- ・男女平等参画の推進や教育の場における個人の性的指向、性自認への適切な配慮

(3) 情報提供等の充実

- ・相談窓口などのわかりやすい情報発信、市町村に対する道外自治体の施策等の情報提供

11 インターネットによる人権侵害

(1) 人権意識を持ったインターネット利用の啓発活動の推進

- ・ルールやマナーを守り、人権を侵害する情報をインターネット上に掲載しないよう啓発

(2) 情報モラルに関する教育の充実

- ・児童生徒に対する情報モラル教育の充実、保護者への啓発
- ・ネット上のいじめなどから児童生徒を守るためにの指導や体制の整備
- ・情報の収集・発信における責任や個人情報の取扱などに関する教職員研修の充実

(3) 安全安心なインターネット利用の促進

- ・ネット上の人権侵害やトラブルから児童生徒を守る取組の推進
- ・家庭内でのインターネット利用のルールづくりを行う重要性の啓発
- ・相談窓口などの情報発信、人権を侵害する書き込みなどの相談があつた場合の適切な対応

12 その他

(1) 同和問題

(2) 北朝鮮による拉致問題

(3) 災害に伴う人権問題

(4) ホームレス

(5) 知る権利とプライバシーの保護

(6) 良好で快適な環境の恵みの享受

第3章 人権施策の総合的・効果的な推進

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1)家庭

- ・家庭の構成員が人権教育を容易に受けることができる環境づくり
- ・子育てや家事、介護等について、男女が共に協力して当たる意識づくり
- ・ひとり親世帯が抱える悩みに寄り添う相談体制の充実

(2)学校

- ・「考え、議論する道徳」の充実、幼少期の段階からの様々な体験学習の機会の充実
- ・コミュニティスクールの導入や地域の特色を生かした子どもの活動拠点づくり
- ・いじめの未然防止と早期発見・早期対応、児童生徒の情報モラルの向上
- ・教職員の資質や指導力の向上を図る研修の推進や自己研鑽への支援

(3)地域社会

- ・人権教育指導者の人権教育への意欲、指導技術の向上
- ・地域活動のあらゆる場を活用した生涯学習の観点からの各世代に応じた人権教育・啓発

(4)企業等

- ・企業における自主的、計画的な人権教育・啓発に対する支援
- ・事業主として取り組むべき措置やハラスメント対応など労働環境の向上

(5)特定職業従事者に対する取組

- ・人権に関わりの深い職業に従事する行政職員や教職員・社会教育関係職員、警察職員、消防職員、医療・保健・福祉関係者、マスメディアに対する人権教育・啓発

2 効果的な人権教育・啓発の推進

(1)効果的な啓発手法の開発

- ・年齢層に沿ったテーマや教材の活用、知識にとどまらない実践的な手法の研究・開発
- ・オンラインによる講演会の開催など、より参加しやすい啓発活動

(2)人材の育成と活用

- ・人権擁護委員や市町村等との連携による人権教育・啓発の担い手の育成など

(3)情報提供の充実強化

- ・SNS等の活用、民間企業との連携など、受け手の意識や感性に訴える啓発
- ・マスメディアの有効活用

(4)相談・支援体制の充実

- ・相談窓口の情報提供など活動内容の周知
- ・相談機関相互の連携強化による相談窓口の活用と関係職員や相談員の資質向上
- ・SNSを活用した対応など相談しやすい環境づくり
- ・様々な人権問題に関する効果的な情報収集・提供、啓発のあり方の検討

3 推進体制の整備

(1)道の推進体制

- ・知事を本部長とする「北海道人権施策推進本部」による総合的で効果的な人権施策の推進

(2)国、市町村、民間団体等との連携

- ・国、市町村、民間団体等との協力・連携による人権に配慮した取組の積極的な展開
- ・人権問題の解決を目指す民間団体との情報交換などを通じた人権啓発活動

(3)基本方針・施策の点検と見直し

- ・人権を取り巻く社会環境の変化や国連・国の動向等を踏まえた定期的な点検・見直し

※今後のスケジュール

・令和3年3月1日	パブリックコメント
・令和3年5月下旬	北海道人権施策推進懇談会の開催
・ 6月上旬	改定案の環境生活委員会報告
・ 7月上旬	北海道人権施策推進基本方針の改定